

建設工事等の業者の選定格付及び指名基準

(総 則)

第1 本市における建設工事等の契約について、有資格者の選定格付及び指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準その他入札及び契約のために必要な事項は、法令、池田市財務規則、その他別に定めるもののほか、この選定格付及び指名基準（以下「指名基準」という。）に定めるところによる。

(有資格者の格付)

第2 有資格者の格付の算定は、「池田市入札参加資格審査要綱」第6条の規定により、当該客観評点及び主観評点をもって行なうものとし、次の区分によるものとする。

(1) 建築・土木工事

等 級	評 点
A	1,400 点以上
B	1,100 点以上～1,400 点未満
C	800 点以上～1,100 点未満
D	800 点未満

(2) 舗装・造園・管・機械機具設置・電気・その他工事

等 級	評 点
A	1,200 点以上
B	800 点以上～1,200 点未満
C	800 点未満

(3) 測量・建設コンサルタント等

等 級	評 点
A	180 点以上
B	100 点以上～180 未満
C	60 点以上～100 未満
D	60 点未満

(等級対応金額)

第3 建設工事等の各等級別の発注の基準とする等級対応金額は、次の区分によるものとする。

(1) 建築・土木工事

格付等級	設 計 金 額 (千円)
A	400,000 以上
B	100,000 以上～500,000 未満
C	300,000 未満
D	100,000 未満

(2) 舗装・造園・管・機械機具設置・電気・その他工事

格付等級	設 計 金 額 (千円)
A	300,000 以上
B	300,000 未満
C	150,000 未満

(3) 測量・建設コンサルタント等

格付等級	設 計 金 額 (千円)
A	10,000 以上
B	3,000 以上～12,000 未満
C	1,000 以上～ 5,000 未満
D	1,500 未満

(指名業者数)

第4 建設工事等を指名競争入札に付すときの指名業者数は、原則として次の基準によるものとする。

設 計 金 額 (千円)	指名業者数
50,000 未満	5 社以上
50,000 以上～400,000 未満	8 社以上
400,000 以上	10 社以上

(指名の方法)

第5 入札参加者の指名は、有資格者のうちから発注工事について適格性を総合勘案して行なうものとし、次の各号に掲げる事項に留意して行なうものとする。

(1) 発注工事の種目及び対応等級

建設工事に係る指名については、第3に定める発注工事の設計金額に対応する等級（以下「対応等級」という。）に属する有資格者の中から行なうものとする。

ただし、特殊な技術を必要とする建設工事については、対応等級にかかわらず指名することができる。

(2) 発注工事についての技術的適性

ア 発注工事と同種工事についての相当の施工実績。

イ 発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績。

ウ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績。

エ 発注工事を施工するに必要な有資格技術職員が確保できると認められること。

(3) 発注工事に対する地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事現場等に応じて当該工事を確実かつ円滑

に施工できること。

(4) 手持工事の状況

手持工事の件数、進捗状況からみて当該工事を施工する能力があること。

(5) 過去の指名及び受注状況

ア 過去の指名及び受注状況を勘案し、指名の公平性を確保すること。

イ 工事種別、規模等に応じて連続受注、重複受注を制限するための措置を行なうことができるものとする。

ウ 従来からの本市工事の受注状況、工事实績を勘案すること。

(6) 工事成績

第7に規定する工事成績が「優秀（非常に優れている）」又は「良好（やや優れている）」である有資格者は優先指名するものとする。

(7) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 安全管理及び労働福祉の状況。

イ 建設業退職金共済組合との退職金共済契約締結状況。

(8) 前各号の規定については、次の各項目の一つに該当し、やむを得ないと認められるときは、これにかかわらず指名することができる。

ア 特殊な技術、経験又は機械を要する工事。

イ 遠隔地において施工する工事。

ウ 発注工事の性質又は目的により、特に必要と認める場合。

2 特殊な工事を必要とする建設工事又は地域内業者に対する中小建設業者保護育成のための配慮が必要とされる建設工事については、第4の規定にかかわらず適切な業者数を指名できるものとする。

3 官公需についての中小建設業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地域内業者に対しては、施工能力等を勘案し、直近の上位の等級に属する建設工事に係る競争入札に指名できるものとする。

4 地域内業者に対しては、必要があると認めるときは、下位の等級に属する建設工事に係る競争入札に指名できるものとする。

5 一般競争入札に付す場合の地域内業者に対する総合評点に係る条件を原則として1,000点まで加算できるものとする。

(指名の制限)

第6 資格者が次の各号の一に該当する場合は、指名をすることができない。

(1) 不誠実な行為がある者

ア 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者

イ 工事請負契約書に基づく発注者の措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者

ウ 市の発注工事について、関係行政機関からの情報により下請負契約関係が不適切であることが明確である者

エ アからウまでに掲げる者のほか不誠実な行為のある者

- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 工事施工成績が不良である者

(主観評点)

第7 建設工事の有資格者について各年度、業種別に主観評点を定めるものとする。主観評点は、有資格者が前年度において施工した本市の建設工事の工事成績によるものとする。

- 2 工事成績は、別に定める「池田市工事検査要領」及び「池田市工事担当部検査要領」の規定により算出した工事成績評点によるものとする。
- 3 工事成績評点による主観評点は、工事成績評点が「優秀（非常に優れている）」又は「良好（やや優れている）」である場合の当該工事成績評点とする。工事成績評点が、「普通」以下の場合には主観評点の対象としないものとし、主観評点の算定は、次の各号によるものとする。

(1) 優秀（非常に優れている）	20点
(2) 良好（やや優れている）	10点
(3) 普通	—
(4) やや劣る	—
(5) 劣る（非常に劣る）	—
- 4 第3項の規定にかかわらず、建設工事の有資格者が大阪保護観察所に協力雇用主として登録した場合は、前3項の規定により算定した主観評点に10点を加算した点数を当該有資格者の主観評点とする。

(指名の取消し)

第8 「池田市指名停止要綱」の別表各号に該当し、又は契約の相手方としてふさわしくない者であることが明らかになった場合若しくはこれらの事由が生じた場合には、すでに通知した指名を取消すものとする。

(災害時の指名)

第9 災害時又は緊急の必要による建設工事の指名等、特に必要があると認められるときは、この基準と異なる取扱いをすることができる。

(入札の方法)

第10 入札の方法は、一般競争入札及び指名競争入札の方法によるものとし、特別の理

由があると認めた場合には、随意契約の方法によるものとする。

(1) 一般競争入札に付す場合には、この指名基準に定めるもののほか必要な事項は別に定める「池田市制限付一般競争入札実施要綱」の規定によるものとする。

(2) 指名競争入札によるときは、この指名基準によるものとする。

2 建設工事に係る管工事、電気工事等の設備工事については、原則として分離・分割して発注するものとする。

3 入札及び契約に係る必要な事項は、この指名基準に定めるもののほか、別に定める「池田市建設工事入札要項」及び「池田市建設工事見積要項」によるものとする。

(準 用)

第 1 1 この指名基準は、測量・建設コンサルタント、物品等の入札及び契約に関して必要な事項について準用する。

附 則 この建設工事等の業者の選定格付及び指名基準は、昭和 43 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 昭和 50 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 昭和 49 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 昭和 52 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 昭和 60 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 5 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 7 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 11 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 12 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 13 年 4 月 17 日より適用する。

附 則 平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

別表第 1 の「工事の完了成績評点のつけ方」は、廃止する。

附 則 平成 16 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 平成 16 年 12 月 1 日より適用する。

附 則 平成 29 年 5 月 1 日より適用する。